さくら通信5月号

2013年5月 No.101

発行
〒770-0025　徳島市佐古五番町２番５号
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会

マイナンバー法

マイナンバー法とは、(法人を含む)1人1人に番号を割り振る法律であり、現在国会で審議されている。納税や社会保障の情報を一元管理し、個人情報の名寄せ・統合を容易にすることを目的としている。行政の効率化と国民の利便性の向上という利点が考えられるが、プライバシー保護の観点からの反対意見も根強い。法案成立の可能性は高く、平成28年1月から利用が開始される見通しである。この法律の施行が我々の所得申告や社会保険実務に大きな影響を与える可能性は大であり、慎重な準備が必要である。

（竹内）

中小企業経営力強化支援法による中小企業支援策について

「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業経営力強化支援法)」に基づき、中小企業の経営力の強化を図るため、

１．中小企業の支援事業を行う者を認定し、その活動を後押しするための措置、及び
２．中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するため

の措置が講じられています。

（ 法律の概要 ）本法律では、主として以下の措置を講じます。

① 支援事業の担い手の多様化・活性化に関する支援措置

既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現します。

また、中小機構の専門家派遣等による協力や信用保証の付与による資金調達支援を通じ、支援事業を支援します。

これらにより、中小企業は質の高い事業計画を策定することが可能となり、経営力の強化が図られます。

② 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置

中小企業新事業活動促進法等に基づく承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、以下の措置を講じます。

日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援します。

中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援します。

（中小企業庁 HP より一部抜粋）

本支援事業の一環として、経営改善計画策定支援事業やものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金事業、商業・サービス業等の設備投資支援税制等の中小企業支援策が打ち出されております。

地域の商工会議所、商工会、金融機関の他、当社さくら税理士法人も支援機関として認定を受けておりますので、お気軽にご相談ください。

（大寺）

5月の税務

1　特別農業所得者の承認申請
申請期限…５月１５日

2　個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1)通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者への通知
(2)通知期限…５月３１日

3　自動車税の納付
(1)賦課期日…４月１日
(2)納期限…５月中において都道府県の条例で定める日

4　鉱区税の納付
(1)賦課期日…４月１日
(2)納期限…５月中において都道府県の条例で定める日

5　４月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…５月１０日

6　３月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
申告期限…５月３１日

7　３月、６月、９月、１２月決算法人・個人事業者の３月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…５月３１日

8　法人・個人事業者の１月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…５月３１日

9　９月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
申告期限…５月３１日

10　消費税の年税額が 400 万円超の６月、９月、１２月決算法人・個人事業者の３月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…５月３１日

11　消費税の年税額が 4,800 万円超の２月、３月決算法人を除く法人・個人事業者の１月ごとの中間申告（１月決算法人は２ヵ月分、個人事業者は３ヵ月分）＜消費税・地方消費税＞
申告期限…５月３１日

12　確定申告税額の延納届出による延納税額の納付　　納期限…５月３１日

【凝縮版】平成 25 年度労働・社会保険関係改正及び動向
― 4 月 12 日開催・さくら研修会より ―

Ⅰ. 改正「労働契約法」 ― 改正のポイント ―

1. 『雇止め法理』の条文化
   ① 期間の定めのある労働契約が、あたかも期間の定めのない契約と実質的に異なら ない状態で存在していた場合
   ② 労働者が、期間満了後の雇用の継続を期待することに、合理性が認められる場合

雇止めには、客観的に合理的な理由と社会通念上の相当性が必要

2. 無期労働契約への転換
   ① 有期労働契約を繰り返し更新 ⇒【期間が通算 5 年超】⇒ 無期労働契約に転換申込可能
   ② 通算契約期間…H25/4/1 以後に開始する有期労働契約より
   ※ 6 ヵ月以上のクーリング期間（10 ヵ月超の労働契約期間）があれば、リセットされる
   ③ 転換後の労働条件は、原則、申し込み時の有期労働契約と同一の労働条件
3. 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止
   有期契約労働者と無期契約労働者との間での一切の労働条件・待遇が対象

Ⅱ. 改正「高年齢者雇用安定法」

1. 65 歳まで定年を引き上げ　　2. 65 歳までの継続雇用制度を導入　　3. 定年制を廃止

Ⅲ. 社会保険関係

1. 年金事務所の調査（4 年間で全事業所調査予定）
   ※ 調査重点箇所　・パートタイマー労働者等の被保険者資格取得漏れ
2. 被扶養者の再確認
   被扶養者リストが送付されて来る（H25/5 下旬～7）

所定労働日数・労働時間は一般労働者のおおむね 3/4 以上 が基準
・6 時間以上/1 日　・30 時間以上/1 週
・130 時間以上/1 月

Ⅳ. 労働関係

1. 障害者雇用促進法改正（H25/4/1～）
   ① 法定雇用率 ⇒ 2.0%（労働者 50 人以上に 1 人）
   ② 障害者雇用納付金制度 ⇒ 50,000 円/月納付（原則）

・従業員 200 人超（現在）　・100 人超（H27/4～）

2. 第 12 次労働災害防止計画（H25～29 年度）
   ① 労働災害は長期的には減少しているが、社会福祉施設は過去 10 年で 2 倍以上 死亡災害も減少しているが、建設業・製造業で過半数を占める
   ② 重点業種　　小売業・社会福祉施設・飲食店・陸上貨物運送業・建設業・製造業
3. 労働基準監督署の調査 ⇒ 業種別による集合監督増加
   ※ 調査重点項目　・長時間労働抑制のための監督指導　・賃金不払残業の防止

（竹内政代）

資産税係

◇◆◇ 平成２５年度税制改正（事業承継税制）◇◆◇

平成 21 年度税制改正で創設された事業承継税制の制度とは、中小企業等の後継者が、相続・贈与により、先代経営者から非上場株式を取得した場合、一定要件を満たせばその株式に係る相続税の 80%（贈与は 100%）が納税猶予されるというものです。
ところが、これまでこの制度は要件が厳しく制度の利用が難しいとの声がありました。そこで、適用要件の緩和および手続きの簡素化を通じ、使い勝手よく改善されました。

＜改正概要＞平成２７年１月より施行

① 親族外承継の対象化 … 親族に限らず適任者を後継者に。
後継者は先代経営者の親族に限定。 ⇒ 親族外承継を対象化。

② 雇用8割維持要件の緩和 … 毎年の景気変動に配慮
雇用の８割以上を５年間毎年維持。 ⇒ 雇用の８割以上を５年間平均で評価。

③ 納税猶予打ち切りリスクの緩和 … 利子税負担を軽減、事業の再出発に配慮
要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払が必要。 ⇒ 利子税率の引下げ（現行 2.1%→0.9%）
承継５年超で５年間の利子税を免除

④ 役員退任要件の緩和 … 先代経営者の信用力を活用
先代経営者は、贈与時に役員退任。 ⇒ 代表者退任要件に。

⑤ 事前確認制度の廃止 … 手続きの簡素化
制度利用の前に、経済産業大臣の「認定」および「事前確認」必要 ⇒ 事前確認制度を廃止

⑥ 債務控除方式の変更 … 債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように。
猶予税額の計算で先代経営者の個人債務・葬式費用を控除（猶予税額が少なく算出） ⇒ 先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除

（中小企業庁ＨＰより）

（坂田）

５月の社会保険労務

10 日　一括有期事業開始届く概算保険料 160 万円未満：請負金額 19,000 万円未満の工事＞（労働基準監督署）
31 日　健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）
支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（障害・母子・準母子・遺児・寡婦）受給権者現況届
労災年金受給権者（１月～６月誕生月の者）定期報告（労働基準監督署）

※　児童福祉週間（５日～11 日）

リスマネ委員会

◇◆◇ 生命保険を活用した節税対策のポイント ◇◆◇

～加入時に検討すべき5項目～

① 出口対策

生保を使った節税は、永久的な節税ではありません。最終的には、解約時に利益が計上され、その時に課税されてしまいますので、実際は節税ではなく、課税の繰り延べです。
そこで、その出口に解約益等を相殺できる『何か』を用意しておく必要があります。
代表的なものとしては役員退職金ですが、この『何か』を考えるのが出口対策です。

② 分散加入

同じ金額の保険料でも、１本の生命保険に加入するのと複数のものに加入するのとでは、後の使い勝手が違ってきます。保険金額や被保険者などを分散して複数の契約に加入しておけば、出口対策においても手持ちカードが増え、状況に応じた機動的な対応ができます。

③ 複数比較

同じ生命保険に加入する場合でも、複数の保険会社で比較してみると、その条件に違いが出ることがあります。保険会社でも得意分野や力を入れている分野などがそれぞれ違うので、できれば複数の商品を比較してみるのもいいかもしれません。

④ 解約リスク

ある程度の期間、保険料を継続して支払う生命保険に節税対策で加入した場合、万一どうしても保険継続できない事態になると、早期の解約では解約損が出る場合があります。
そういう場合もあるということを予測しておく必要があります。

⑤ 資金繰り

生命保険を使った節税は、お金のかかる節税です。節税で減らせる税金よりも、支払う保険料が多いと会社の資金繰りに影響を与えます。そうなれば、最終的には保険の継続自体が難しくなり、いざという時の保障がなくなるという事態になりかねません。
そうならないためにも、生命保険料を盛り込んだ経営計画をたてることが大切になります。

（奥山）

建設係

◇◆◇ 平成２５年度入札・契約制度の改正及び運用の改善について ◇◆◇

原則平成 25 年 5 月 1 日から、入札・契約制度の改善が行われます。
実施内容は下記表の通りとなっています。
各項目については、次月号以降にお伝えしていく予定です。

項目	実施内容
地元企業の育成と適正な競争環境の整備	① 格付けの見直し　※ 1. 等級別発注上限額の見直し 2. 技術者条件及び完工高条件の緩和　等 ② 総合評価落札方式の充実 1. 評価項目の見直し 2. 評価方式等の見直し
ダンピング対策の推進	① 低入札に対するペナルティ強化 ② 低入札価格調査基準価格の事後公表の拡大 ③ 低入札に対する調査拡充
円滑な事業執行への対応　※	① 入札手続きの簡素化 ② 入札手続きの迅速化 ③ 技術者の配置要件緩和 ④ 現場代理人の常駐義務の緩和 ⑤ 入札参加資格要件の緩和 ⑥ 年間発注見通しの公表充実
県内企業の活用推進	① 県内企業への優先発注 ② 県内産資材調達の推進
企業負担の軽減等	① 入札等支援 ② 電子化支援 ③ 建設業支援 ④ 入札参加資格審査申請書の共同受付

※　既に実施済みとなっています

（待田）

会計制度

◇◆◇ 計算書類の注記表について② ◇◆◇

前回お伝えしたように、会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、原則として個別注記表を表示するよう要求されています。
では、そもそも注記とは何でしょうか？

基本的に、貸借対照表や損益計算書には数字しか記載されていません。しかも、各々の会社の経営実態をより明確に表示することができるよう、１つの会計事象に対して複数の会計方針（作成方法）が認められているケースがあります。

そうなると、会社外部の第三者（銀行、投資家）が決算書を見た場合、どの会計方針を採用したのかが分からなければ、その企業の経営実態を正確に把握することができません。

また、会計方針ではありませんが、関連当事者（例．子会社、親会社）との取引金額がいくらか等、企業の利害関係者にとって重要な情報もあります。（関連会社との取引が大半を占める会社ならば、その関連会社の決算書も併せてチェックしなければ正確に経営成績を把握することはできません）

このような情報を利害関係者に伝えるための文章が「注記」です。

詳しくは来月からお伝えします。

（渡邊）

医療係

◇◆◇ 平成２５年度税制改正 ◇◆◇

１．社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続＜所得・法人・個人住民・法人住民税＞
その年の社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の場合でも、医業及び歯科医業に係る収入金額が 7,000 万円を超えるものを除外（個人は平成 26 年分以後、法人は平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度）

２．事業税の非課税措置の存続＜事業税＞

３．医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長＜所得・法人税＞
取得価格 500 万円以上又は医療安全のための医療用機器を取得した場合の特別償却制度について、対象機器等の見直しを行った上、適用期限を 2 年延長

４．研究開発税制（総額型の拡充）＜所得・法人・法人住民税＞
試験研究費総額に係る税額控除制度について、2 年間の時限措置として、控除税額の上限を税額の 30%（現行 20%）に引き上げ

５．サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長＜個人・法人・固定資産・不動産取得税＞
固定資産税・不動産取得税の減額措置を 2 年間延長
割増償却制度は、適用期限を 3 年間延長するとともに、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等したものの割増償却率を 14%（現行 28%）（耐用年数が 35 年以上のものについては 20%（現行 40%））に引き下げ

（田中）

研修会を開催しました！！

＜講師のご紹介＞

さくら社会保険労務士法人
社会保険労務士　竹内政代

さくら税理士法人
公認会計士・税理士　大寺健司

＜研修会の様子＞

ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。
次回のご参加も、役職員一同心よりお待ちしております。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話･FAX･ﾒｰﾙ等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用･転載･引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会
〒770-0025　徳島市佐古五番町２番５号
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　：http://www.skr39.co.jp/
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：０８８－６２５－２５５６
FAX：０８８－６５４－１１８１